

序議付議事案書

開催・令和7年5月21日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子																		
件 名	東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例について																				
	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項																		
関係事項	条例規則	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例																			
部課機関	人事課、保育課、青少年課、総務課																				
<b>1. 要旨</b>																					
東大和市子ども・子育て支援会議において、子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に審議するとともに、若者の意見反映の取組を推進するため、条例を改正するものである。																					
(1) 改正の主な内容																					
<table> <tr> <td>条例の名称</td><td colspan="3">「東大和市子ども・若者・子育て会議条例」に改正</td></tr> <tr> <td>第1条(設置)</td><td colspan="3">会議の名称を「東大和市子ども・若者・子育て会議」に改正</td></tr> <tr> <td>第2条(所掌事務)</td><td colspan="3">若者に関する事項を追加</td></tr> <tr> <td>第3条(組織及び委員)</td><td colspan="3" rowspan="12">委員の人数を11人以内から13人以内に改正</td></tr> </table>				条例の名称	「東大和市子ども・若者・子育て会議条例」に改正			第1条(設置)	会議の名称を「東大和市子ども・若者・子育て会議」に改正			第2条(所掌事務)	若者に関する事項を追加			第3条(組織及び委員)	委員の人数を11人以内から13人以内に改正				
条例の名称	「東大和市子ども・若者・子育て会議条例」に改正																				
第1条(設置)	会議の名称を「東大和市子ども・若者・子育て会議」に改正																				
第2条(所掌事務)	若者に関する事項を追加																				
第3条(組織及び委員)	委員の人数を11人以内から13人以内に改正																				
(2) 施行日 令和7年8月1日																					
(3) 影響及び効果																					
子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に推進することができる。																					
<b>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例を引用している教育委員会所管の条例「東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正することについて、教育委員会へ意見を照会し、特段の意見はなかった。</li> <li>総務課審査済み</li> </ul>																					
<b>3. 留意事項(問題点等)</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本条例を引用している以下の条例の一部を改正することについて、附則により規定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例</li> <li>東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> </ul> </li> <li>(2) 会議の名称を引用している以下の訓令について、改正後に必要な改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市表彰規程(総務課)</li> </ul> </li> </ul>																					
<b>4. 主管部処理案(検討結果等)</b>																					
府議終了後、令和7年第2回市議会定例会に議案として提出したい。																					
<b>5. 審議結果</b>																					
決定																					

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。